船橋市地域ケア会議推進会議実施要領

(目的)

第1条 船橋市地域ケア会議推進会議(以下「会議」という。)は、地域包括支援センター及び 在宅介護支援センターが相互連携の強化を図るとともに、日々の相談活動や訪問活動の効率 的な推進及び地域ケア会議の充実を図ることを目的とする。

(事業)

- 第2条 会議は、次に掲げる事業を実施する。
 - (1) 地域ケア会議の情報交換
 - (2) 各構成員間の情報交換
 - (3) 関係団体、関係機関との連絡連携調整及びサービス体制の検討
 - (4) 施設見学及び研修等
 - (5) その他在宅サービスの推進に関する検討

(構成員)

- 第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1)地域包括支援センター
 - (2) 在宅介護支援センター

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて開催するものとする。

(参考意見等の聴取)

第5条 会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くこと ができる。

(その他)

第6条 個人の秘密に関する事項が検討される場合は、その取扱については十分留意しなけれ ばならない。

(事務局)

第7条 会議事務局は、健康福祉局高齢者福祉部地域包括ケア推進課内に置くものとする。

付 則

この要領は、平成8年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成10年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成12年4月1日より施行する。 付 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。 附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。 附 則

この要領は、平成26年7月1日より施行する。

附則

この要領は、平成27年10月1日より施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。